

掛川市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

掛川市長 松井三郎

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の2項を加える。

- 4 平成29年1月4日から平成29年3月31日までの間に交付の決定を受けた補助金に関する第3の(2)の規定の適用については、第3の(2)中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>(2) 補助額</p> <p>1 敷地ごとに、(1)に掲げる経費又は50万円（次のいずれかに該当する住宅（借家を除く。）にあつては、80万円）のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 65歳以上の者のみが居住するもの</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの</p> <p>ウ 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの</p> <p>エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの</p>	<p>(2) 補助額</p> <p>1 敷地ごとに、(1)に掲げる経費又は50万円（次のいずれかに該当する住宅（借家を除く。）にあつては、それぞれ次に定める額）のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）</p> <p>ア 工事期間中に「耐震補強工事PR看板」を外部の見える位置に設置した住宅のうち、次のいずれかの場合に該当するもの（以下「木造住宅の耐震補強のPRを行う住宅」という。）65万円</p> <p>(ア) 工事期間中に現場見学会を開催した場合</p> <p>(イ) 工事完成後に完成見学会を実施した場合</p> <p>(ウ) 工事完成後に「住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強後の住宅の写真」を提出した場合</p>
---	---

- イ 次のいずれかに該当する住宅（以下「高齢者のみが居住する住宅等」という。） 80万円
- (ア) 65歳以上の者のみが居住するもの
 - (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号における障害の級別が1級又は2級のものが居住するもの
 - (ウ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者が居住するもの
 - (エ) 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者が居住するもの
 - (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が居住するもの
- ウ 高齢者のみが居住する住宅等及び木造住宅の耐震補強のPRを行う住宅のいずれにも該当するもの 95万円

5 平成29年1月4日から平成29年3月31日までの間に交付の決定を承けた補助金に係る完了報告書の提出期限は、第7の(2)の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。